

農地と制度のはなし



就農意欲があっても、就農のハードルになっている要因の一つに「農地の確保」があります。このリーフレットでは、「農地」に関する制度の概略をご説明します。

1 まず「農地」ってなに？

一般的なイメージの「農地」とは野菜や稲などを作っている土地がとりあえず「農地」だと思います。しかし、法律では「農地」は、もう少し細かく定義されています。法律で定める農地を簡単に表現すると「耕うんや施肥や除草などを行い作物を栽培している土地」と言え、例としては田んぼや畑、果樹園などが「農地」になります。これらの農地は法に従い管理しており、この管理にある農地の売買や貸し借りには、各市町村にある「農業委員会」の許可などの事務手続が必要です。

2 農地の使用と農業委員会の許可と農家になることの関係

「農地を使用する」にはいくつかの条件をクリアーする必要があり、代表的なものは①取得する農地は自分がきちんと耕作できること、②周辺の農地利用に支障のないことなどです。

そのため農家以外の方が農家になるには、自分が農家(耕作者)になることを農業委員会に申請し、要件を満たせば許可を受けることができます。

しかし実際は、誰でも貸してもらえる(売ってもらえる)訳ではありません。

例えば、自身が近隣の農地と品目や作型が異なる営農を行う場合、お互いの作物生産に支障をきたすため貸してもらえないことがあります。また、その農地に関連する水路や農道等は、地域の方と共同で管理するため、地主さんやその地域の方々との信頼関係がない場合も貸してもらえないことがあります。

このような要因を解消するためには、農業経験(アルバイト等)や研修でご自身の評価を高め、積極的に地域と交流し、人脈や信頼を築くことが重要となります。

3 新規就農の時に守らないといけない具体的な内容は？

制限のある事項	内容
農地の貸借・購入※	農地法や農業経営基盤強化促進法による貸借・購入でなければならない(違法の場合、契約無効になることがあります)。

※農地の権利取得の際は、土地の環境や水の使用条件などについて確認や調整が必要です。就農後にトラブルになることがあるのでご注意ください。

4 北九州市の場合はどうなの？

農地の貸し借り（売買）には様々な要件・事務手続きがありますので、農業委員会や下記相談先などにご相談下さい。



新規就農の相談は
こちらにどうぞ



北九州市内のご相談は

門司区・小倉北区・小倉南区で就農をご希望の方は

北九州市 東部農政事務所 ☎(093)951-1020

北九州市農業委員会（東部地区） ☎(093)951-1021

北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所 4階

FAX (093) 922-6403

若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区で就農をご希望の方は

北九州市 西部農政事務所 ☎(093)693-9912

北九州市農業委員会（西部地区） ☎(093)693-9971

北九州市八幡西区光明1-9-22 折尾出張所 2階

FAX (093) 693-0675

中間市・遠賀郡でのご相談は

福岡県 八幡農林事務所 北九州普及指導センター

北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎 2F

☎ (093) 601-8855 FAX (093) 601-8869

福岡県域でのご相談は

福岡県農業会議

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 711-5070

(公財)福岡県農業振興推進機構

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 716-8355